

能登町ケーブルネットワーク民間移行事業
仕様書

令和7年6月

能登町総務課DX推進室

目 次

1 事業内容	1
2 事業名	1
3 譲渡期日	1
4 対象地域	2
5 サービス提供条件	2
5-1 テレビ放送サービス	2
5-2 インターネット接続サービス	2
5-3 電話サービス	2
5-4 行政情報イントラネット(公共イントラ)	3
5-5 宅内引込工事	3
5-6 撤去工事	3
5-7 保守・アフターサービス	3
5-8 拡張提案	3
5-9 その他	3
6 初期整備費及び維持管理費	4
6-1 初期整備費の積算	4
6-2 維持管理費の積算	4
6-3 将来における大規模改修	4
6-4 国の補助金の活用	4
7 宅内工事等に関する要求事項	5
7-1 宅内引込工事(共通事項)	5
7-2 個別(一般・事業者)の場合	5
7-3 集合住宅(アパート・公営住宅)の場合	5

8	加入者への説明	5
9	運用保守	5
10	事業契約及びサービスの継続	6
11	その他	6
12	秘密保持	7
13	協議	7
14	能登町ケーブルネットワーク事業の概要	7
14-1	有線テレビジョン放送施設設置許可	7
14-2	電気通信事業の届出	7
14-3	伝送路及び端子数	7
14-4	加入者数の推移	7
14-5	提供している主なサービス	8

1 事業内容

(1) 能登町ケーブルネットワーク事業の事業譲渡及び施設整備

能登町内における地上デジタル放送に関する難視聴対策及びブロードバンド環境整備等の様々な課題に対して、将来にわたり安定したテレビ放送及びインターネット接続サービスを町内全域で提供するもの。

(2) 事業譲渡後の運用方針

能登町（以下「町」といいます。）から譲渡された施設及び設備は、事業者の資産とし、災害対策や復旧費を含む維持管理費並びに機器更新等、譲渡後に発生する経費は、事業者の負担とする。テレビ放送及びインターネット接続サービス等の提供に係る加入促進策についても同様とする。

なお、町が行っているケーブルネットワーク事業の業務移行については、下表のとおりとする。

業務名	運営管理者
インターネットサービス	事業者が行う
域内電話	事業者の提案による
テレビ放送サービス	事業者が行う
データ放送・文字放送	事業者の提案による
自主放送番組の制作・放送	町が継続して制作し、事業者のチャンネルを賃借して行う
音声告知放送	町が行う
加入者管理・対応 (申込・解約・サポート)	事業者が行う
設備等の維持管理・保守	事業者が行う

2 事業名

能登町ケーブルネットワーク民間移行事業

3 民間移行日

令和11年4月1日

※契約締結時から令和10年3月末日までに町が保有する施設・設備等の譲渡を行い、令和10年4月1日から令和11年3月末日までは、加入者移行期間とする。

※民間移行に係る各施設、設備の譲渡手続及び契約は、本事業に着手する前に行い、複数年度での整備を行う場合は、令和8年度及び令和9年度の単年度ごとに工事の完了を目指すこととし、整備されたエリアに対しては、新サービスの提供を順次行うことを前提とする。この場合において、民間移行日までに希望する全ての加入者を現サービスから移行するとともに、本事業に係るサービスは、令和11年4月1日から10年間に於いて当該サービスを継続すること。また、その後も継続的にサービス提供を求められることに留意すること。

4 対象地域

能登町全域

5 サービス提供条件

5-1 テレビ放送サービス

- (1) テレビで地上デジタル放送が視聴できること。
- (2) 加入者への提供料金を提示すること。
- (3) 自主放送番組の放送できる提案を行うこと。
- (4) NHK受信料に関して、トラブルが発生しないよう加入者には明確な説明を行うこと。

5-2 インターネット接続サービス

- (1) 加入を希望する世帯にサービスを提供可能とすること。
- (2) 通信速度は、ベストエフォート型で現サービスを提供できること。
- (3) サービス提供に必要な設備は、全て事業者で整備すること。
- (4) 宅内工事等のパソコン等の設定については、可能な範囲で協力すること。
- (5) 提供料金は、サービス利用に係る初期費用及び月額費用を提示すること。
- (6) サービスプランは、宅内の接続機器（ルータ等）及びタブレット等オプションサービスを併せて提案すること。

5-3 電話サービス

- (1) 電話の設置若しくは利用中の固定電話の番号が使用できるIP電話サービスの提案ができること。
- (2) 提供料金は、サービス利用に係る初期費用、月額料金及び通話料金を提示すること。
- (3) 電話契約時にメリット・デメリットを十分説明すること。また、スムーズに移行できるよう協力すること。

5-4 行政情報イントラネット（公共イントラ）

- (1) 行政情報イントラネット回線を整備すること。
- (2) 行政情報イントラネットの利用料を示すこと。

5-5 宅内引込工事

- (1) 幹線から宅内への引込工事（幹線から宅外 VD-ONU から V-ONU、D-ONU への交換をいう。）は、本事業で行うこと。この場合において、宅内に設置の宅内告知器の撤去は、町が行う。
- (2) 現サービス加入者が事業者による新サービスへ移行する際は、原則として費用負担が生じないように提案すること。
- (3) 新規加入者の引込工事費用は、初期整備費には含まず、新規加入者負担とする。

5-6 撤去工事

機器及び機材、伝送路材の撤去においては、各種リサイクル法に準拠又は産業廃棄物として事業者の責任において適切に処分すること。

5-7 保守・アフターサービス

- (1) 譲渡後の設備の維持管理費及び機器更新・増設等の費用については、事業者の負担とすること。
- (2) 各種サービス及び故障、加入に関する問合せ等は、事業者で行うこと。
- (3) サービス移行に係る住民説明会等を適宜行うこと。この場合において、交渉施設の利用は、町が用意するものとする。
- (4) 加入者が相談するための拠点、連絡先等を提案書に記載すること。

5-8 拡張提案

- (1) 町全域において、地域 DX に資する産業振興及び地域課題の解決に向けて、事業者のノウハウを生かした提案を具体的に行うこと。
- (2) 災害時に迅速に対応できる組織体制、冗長化等の計画を示すこと。
- (3) 地元企業との連携及び雇用等も含めて検討すること。

5-9 その他

- (1) サービス利用の安全を確保するセキュリティ対策を万全に行うこと。
- (2) 事業者は、町の求めに応じて、住民の加入状況、進捗状況等必要な情報を提供すること。
- (3) 国の補助金等により整備した施設設備に関する財産処分、施設譲渡の手続等においては、町に協力すること。

- (4) 今後の技術革新に伴う新サービスは、事業者の負担で対応すること。
- (5) 能登町ケーブルネットワーク利用料等の減免制度の対象者（約 20 世帯）に対しては、民営化に伴う料金の負担軽減策を検討すること。
- (6) 自主放送番組の放映及び防災放送の情報連携に係る独自チャンネルの利用について協力すること。
- (7) 本仕様書は、主要項目のみ示すものであり、明示していない各事項については、協議の上実施等を決定するものとする。

6 初期整備費及び維持管理費

6-1 初期整備費の積算

- (1) 現サービス加入者が、事業者による新サービスへ移行する際に発生する引込工事費及び手数料については、事業者負担として初期整備費に含むこと。
- (2) 初期整備に必要な撤去工事については、提案内容により算出し初期整備費に含むこと。
- (3) 初期整備費は、総事業費として町負担額、事業者負担額及び既設設備撤去額を明確に示すこと。

6-2 維持管理費の積算

- (1) 移行後 10 年間の利用料金における算定根拠を示すこと。なお、テレビ放送サービスの利用料金については、現利用料金の差額が発生した場合の案を明記し算定すること。なお、差額がない場合であっても示すこと。
- (2) 譲渡後の維持管理費を明記すること。なお、維持管理費が必要ない場合であっても示すこと。
- (3) 維持管理費の経費見積書は、収入と支出を分けて作成すること。この場合において、収入は、テレビ放送サービス、インターネット接続サービス及びその他サービス等に分けること。また、支出は、人件費、保守費、共架・添架料及び減価償却費、撤去費・産業廃棄物処理費・各種占用・使用料・放送料等できる限り詳細な項目により作成すること。

6-3 将来における大規模改修

ケーブルの張替、機器の更新等に係る各費用における自己資金、交付金、補助金、借入金及び町負担の有無、内訳をできる限り詳細に記載して提出すること。この場合において、消費税及び地方消費税を明記し、値引き等の記載は不可とする。

6-4 国の補助金の活用

国の補助金及び交付金（高度無線環境整備推進事業、ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害強化事業、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度）の内容を把握し、これらの活用の有無を含めた内容の提案を行うこと。また、年度ごとの整備計画を作成し提案すること。

7 宅内工事等に関する要求事項

7-1 宅内引込工事（共通事項）

現サービス加入者が、事業者による新サービスへ移行する際に、原則として費用負担が生じないよう提案を行うこと。

7-2 個別（一般・事業者）の場合

- (1) 工事前に工事内容が分かる書類を提示する等トラブル防止に努めること。
- (2) 借家の場合は入居者へ説明を行い、建物所有者に承諾を得た上で施工すること。
- (3) 空き家、サービス利用停止中の家屋に対する工事案内を行い、移行期限についても町と協議の上可能な限り配慮すること。

7-3 集合住宅（アパート・公営住宅）の場合

現状の引込方法に関わらず、オーナー又は公営住宅管理者にとって費用面等を含め総合的に最も合理的な宅内工事方法を提案すること。

8 加入者への説明

- (1) 民間移行については、町が加入者への説明責任を負うものの、移行後のサービス内容及び利用料金の説明、申込手続等については事業者が責任を持って行うこと。
- (2) 町が開催するサービス移行についての住民説明会を開催した場合は、当該住民説明会に参画し、サービス内容、利用料金の説明、申込手続等の説明を行うこと。
- (3) 移行期間、移行後において、加入者からの問い合わせ、故障等に対応できるようサポート窓口を設けて利便性向上に向けた体制を構築すること。

9 運用保守

- (1) 事業譲渡完了後の利用料の徴収、設備の日常的なメンテナンスについては、事業者が行うこととする。
- (2) 譲渡までの並行運用期間中の保守業務については、町、事業者及び現在の保守事業者との協議により決定するものとする。ただし、サービス移行中に現サービスに対し障害等を発生させた場合は、事業者の負担とし直ちに復旧させること。
- (2) 事業者が整備する施設について事業者が保有するノウハウを活かした保守管理体制について提案を行うこと。
- (3) 災害時の復旧については、速やかな対応が可能であること。また、大規模災害にも対応できる体制が整っていること。
- (4) 保守拠点を設け、障害が発生した場合に 2～3 時間以内に現地での対応が可能となるよう体制を整えること。
- (5) 地域業者との事業協力については、加入者宅設備等の新設及び維持管理の業務を委託する場合には、町の業者を出来る限り活用すること。

10 事業契約及びサービスの継続

- (1) 事業者との提案に基づく契約は、町と事業者で最終協議し決定することとする。譲渡後は、将来にわたりサービス提供することを前提とし、10 年間は事業を継続すること。
また、譲渡後に事業者の都合によりサービスを停止する場合は、町が事業者に負担金の返還及び契約により定められた内容で施設の無償譲渡、弁済金の請求等を命ずる場合があること。
- (2) 移行後のサービスの提供を開始した後、加入者が事業者の需要予定数を満たさない場合であっても本サービスは継続して提供することとし、町の同意なく当該地域でのサービスの提供を停止しないこと。ただし、新サービス移行及び技術向上等に伴う設備維持作業等によるサービスの一時停止を除く。
- (3) 現在の事業において、町が関わっている賃借契約（共架申請、自営柱、河川占用申請、道路占用申請等）及び公用地使用については、事業者で申請、変更、廃止等の手続を行うこと。
- (4) 平常時、有事における町との連携について、住民生活の安定と安心・安全を確保する観点から、平常時から密接に連携、協力を図るとともに、有事の際においては住民の生命と財産を守る取組に積極的に協力すること。また、災害等有事の際に備え町と災害協定を締結するなど、情報の提供、住民の安全・安心の形成等に努めること。

11 その他

- (1) 要求が実現できない場合は、提案書にその旨を記載するとともに、代替案がある場合は提案すること。
- (2) 事業の期間は必ず単年度ごとで完了させ、整備されたエリアよりサービスの開始を行う必要があるため、工程に含めること。
- (3) 町が地域における携帯電話不感エリアの解消を目的として携帯電話事業者に対して光ファイバケーブルの貸出を行っている場合、当該趣旨を理解の上、移管後についても携帯電話事業者への芯線の貸出について対応すること。

12 秘密保持

町から知り得た情報は、契約の目的以外には使用せず、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示若しくは漏洩しないよう必要な措置をとること。

13 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、双方が協議し決定することとする。

14 能登町ケーブルネットワーク事業の概要

14-1 伝送路及び端子数

- (1) 設備の範囲
能登町全域
- (2) 伝送路設備及び規模
伝送路方式：FTTH 方式
伝送路延長：約 500 k m
電柱本数：10,311 本

14-2 加入者数の推移

各年 3 月末現在

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
テレビ加入者数	6, 625	6, 531	6, 474	6, 411	5, 981	5, 929
インターネット 加入者数	2, 022	2, 234	2, 356	2, 408	2, 328	2, 246

※テレビ加入者数は、減免世帯及び休止世帯含まず

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 M	90	111	114	101	81	—
10M	1, 275	881	—	—	—	—
30M	529	781	1, 143	1, 216	1, 176	1, 161
50M	65	188	441	455	446	446
100M	63	273	654	631	616	630
200M	—	—	4	5	9	9
計	2, 022	2, 234	2, 356	2, 408	2, 328	2, 246

14-3 提供している主なサービス

(1) テレビ放送再送信サービス

NHK 総合、E テレ、朝日放送、日本テレビ、北陸放送、石川テレビ

(2) コミュニティチャンネル

11ch

(3) ラジオ放送再送信サービス

なし

(4) インターネット接続サービス

30M プラン、50M プラン、100M プラン、200M プラン

(5) ケーブル電話

加入者間無料通話